

障害区分の解説(水泳競技)

(全国障害者スポーツ大会競技規則の解説 第1部 第3章 障害区分 より抜粋)

- この競技規則は、全国大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
- 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- 肢体不自由者の障害区分
 - 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する(両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する)。
 - 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。
 - 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面だけに車いすを使用していることをいう。
 - 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす使用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- 視力は矯正後の両眼の視力の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

■肢体不自由1

		障害区分名	解説		
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
		片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者		
		機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者	
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者	
			両下腿	両側の下腿の切断者	
			両大腿	両側の大腿の切断者	
			片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者	
		機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者	
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者		
		多肢切断	三肢以上の切断者		
	機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者		
		片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者		
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する) ※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない			

■肢体不自由2

脊髄損傷等	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等 ※(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由3

脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	四肢麻痺(車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
	両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
	片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者
	その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
	その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
その他	浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	視力は矯正後の両眼の視力の和で判定する。視野は判定要因に含めない。(※手動弁～光覚弁は「0」、指数弁は「0.01」として算出する)
	その他の視覚障害	上記以外の視覚障害

※ 矯正後の両眼視力の和が、0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	聴覚障害	区分しない
------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------